

## 新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の特例措置について

○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和 3 年度課税における課税標準額の軽減措置

### 【対象者】

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続した 3 か月間における売上高が前年の同時期の事業収入と比較して、30%以上減少している中小事業者等に該当すること。

中小事業者等とは以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

ただし、次の法人は、資本金が 1 億円以下でも対象とはなりません。

- ・同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人
- ・2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

### 【対象資産】

- ・事業用家屋（個人の所有する居住用の家屋は対象外）

令和 3 年 1 月 1 日時点で所有している事業用家屋が軽減対象となります。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

- ・償却資産

### 【軽減割合】

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 か月間の売上高を前年同期間と比較して、30%以上 50%未満の減少の場合は課税標準額に 2 分の 1、50%以上の減少の場合は課税標準額にゼロを乗じて得た額となります。

### 【提出書類】

- (1) 特例申告書（認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの）
- (2) 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（写しも可）
- (3) 償却資産申告書

### 【申告の方法】

「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告」に必要な事項を記載のうえ、認定経営革新等支援機関等に提出し、要件（適用要件の詳細や確認依頼に必要な書類等については、[中小企業庁のホームページ（外部サイト）](#)をご覧ください。）を満たしていることの確認を受け、〔認定経営革新等支援機関等確認欄〕に確認印等をもらい、令和 3 年度償却資産申告期限（令和 3 年 2 月 1 日まで）に償却資産申告書とともに提出します。 期限を過ぎた

場合は、軽減措置を受けることはできませんので、必ず期限内に申告してください。

・ [新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告](#)

・ [新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告（記載例）](#)

**【よくあるお問い合わせ】**

中小企業庁のホームページにある Q&A 集をご参照ください。

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限が2年間延長されます。

令和 年 月 日

福岡県嘉穂郡桂川町長 殿

住 所

連 絡 先

氏名 (名称)

業 種 名

代表者氏名

㊦

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第 63 条 (※) に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条

記

1 事業収入割合について

令和 2 年 月 日から同年 月 日 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 月を記載			年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計： 円・・・①			合計： 円・・・②		
事業収入割合： % ( ① / ② ) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で 50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超 70%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で 30%以上 50%未満減少している場合 軽減率：1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
	事業用家屋 (別紙のとおり)	
	償却資産	

※ 1 申告する資産に○をつけてください

※ 2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。  
(この申告書のほか、令和 3 年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年1月31日までに各市町村に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>

※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)

※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。

※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。

※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。

福岡県嘉穂郡桂川町長 殿

住 所 桂川町大字〇〇〇〇番地

連 絡 先 (0948-〇〇-〇〇〇〇)

氏名(名称) 〇〇株式会社

業 種 名 〇〇事業

代表者氏名 桂川 太郎

㊤

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

## 記

## 1 事業収入割合について

令和2年4月1日から同年6月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年4月1日から同年6月31日 左の期間の前年同期を記載		
4月期	5月期	6月期	4月期	5月期	6月期
300,000円	150,000円	150,000円	300,000円	300,000円	400,000円
合計：600,000円・・・①			合計：1,000,000円・・・②		
事業収入割合：60% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率：1/2)

## 2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
○	事業用家屋(別紙のとおり)	12345
○	償却資産	12345

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

認定経営革新等支援機関等に確認依頼してください。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年1月31日までに各市町村に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>

※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)

※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。

※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。

※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。